

子 発 0729 第 1 号
令和元年 7 月 29 日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

一時保護中の子どもの権利擁護について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

今般、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月19日に国会で可決・成立し、6月26日に公布されました。

本法律の附帯決議において、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めることとされたこと及び「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、一時保護中の子どもの権利擁護について、特に留意いただきたい事項をまとめたので、改めて取組の徹底をお願いします。

また、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、一時保護の見直しや体制整備に向けた計画を策定する際には、下記にお示しした事項のほか、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）にもご留意いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1号の

規定に基づく技術的助言である。

記

1 一時保護の体制整備

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、個々の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。

このため、一時保護については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、

- ・ 一時保護所について、必要な一時保護に対応できる定員設定を行うとともに、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

により、その受け皿の適切な整備や確保を進められたい。

2 一時保護中の生活における子どもの権利擁護

一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであるが、この期間中においても、子どもの権利を守ることは重要である。この子どもの権利擁護について、下記項目を踏まえ、適切な支援体制を講じられたい。

① 日課

一時保護中の日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの

背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきであり、例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うこと。

このほか、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制となっていないこと、子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援体制となっていないこと、子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害と捉えること。

とりわけ、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもについては、当該特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が必要である。

② 教育

虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこと。

- ・ 保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合
- ・ 子どもが学校に通うことを拒否している場合

また、通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことが重要であることから、児童虐待・DV対策等支援事業の一時保護機能強化事業を活用し、子どもの個々の学力に応じた学習指導や子どもの原籍校との調整等を行う教員OB等の配置等の体制整備に積極的に取り組むこと。

③ 体制

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であることから、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、児童福祉審議会を活用した相談窓口の設置や子どもの権利擁護に関する第三者機関を設置するなど子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。

④ 第三者評価

一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要である。

一時保護所における子どもの権利擁護を図り、運営の透明性を高めるため、一時保護所が第三者評価を受けるための仕組みの全国展開に向けて、

- ・ 一時保護所の外部評価に当たり、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」に基づき一時保護所の第三者評価受審費用への支弁を行っているほか、
- ・ 平成 29 年度に実施した「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」に引き続き、平成 30 年度に実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において、一時保護所の第三者評価基準・項目・評価方法を策定したところである。

各都道府県等におかれては、「一時保護の第三者評価に関する調査研究」報告書に掲げる第三者評価基準等も活用いただき、一時保護所の運営に係る自己評価及び第三者評価の積極的な受審をお願いします。